

仕 様 書

■案件名：宍道湖東部浄化センターの改築工事等に伴う発生材の売払い

1. 売払い品目・数量

別紙「発生物件調書」のとおり

保管場所	品名	規格・仕様	予定数量（t）
松江市竹矢町 1444 宍道湖東部浄化センター （別紙「平面図」参照）	鋼材類	別紙「発生材リスト」の とおり	47.72
	電気ケーブル		31.03
	合計		78.75

2. 引渡し条件

- （1） 引渡し場所（保管場所）からの積込・搬出に係る費用は、買受人の負担とする。
- （2） 現状引渡しとする。
- （3） 島根県宍道湖流域下水道事務所職員の立会いの下、作業を実施すること。
- （4） 引取り作業にあたっては、買受人が立ち会うこと。

3. 引渡し時期

- （1） 引渡しは、買主が代金を完納した後とする。
- （2） 搬出期間は、契約日から令和8年2月27日までとする。
- （3） 搬出作業時間は、平日の午前8時30分から午後5時までとする。

4. 代金の納入

本県が指定した期日までに納入すること。

5. その他

- （1） 本件売払い契約にあたっては、物品売買契約書、島根県会計規則、その他関係法令を遵守すること。
- （2） 契約締結後の物品については、災害・盗難等による亡失・き損等が発生しても、本県はその責任を一切負わないものとする。
- （3） 搬出作業にあたっては、日程・方法等に係る作業計画書を作成の上、事前に島根県宍道湖流域下水道事務所職員と打合せを行い、その指示を受けること。
- （4） 搬出作業にあたっては、作業の安全性を確保し、搬出期限までに保管場所から搬出するとともに、その跡地の整理を完了させること。
- （5） 搬出作業により東部浄化センターの施設を破損した場合は、買受人の責任により現状復元を行うこと。
- （6） 売払い物品のうち、大型重量物品については、安全性を確保した上で、必要最小限の切断を認める。